

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 5月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	3号機	発電機冷却・相分離母線変圧器温度記録計において、日付の印字不良(日付の印字が薄く、また、印字されても点のみとなることもある)が認められたため、当該記録計を点検・修理。 なお、各箇所の温度指示については異常無し。	GIII	
2	3号機	換気空調系原子炉建屋給気フィルター(A)において、フィルター差圧が管理値を超えていることが認められたため、当該フィルターを交換。	GIII	
3	3号機	復水・補機冷却系温度記録計において、日付の印字不良(年と月の印字が重なる)、及び温度指示不良(全温度指示が約16℃で固定)が認められたため、当該記録計を点検・修理。	GIII	
4	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室圧縮機(A1)において、運転中に「圧縮機A1潤滑油圧力低」警報の発生が認められたため、原因調査・対策検討。	対象外	H27.10.5再審議にてグレード変更 GIII→対象外